



業務委託契約書（案）

1 委託業務名 熊本市動植物園一般廃棄物収集運搬処理業務委託

2 履行場所 熊本市東区健軍5丁目14番2号

3 履行期間 自 令和8年（2026年）4月 1日

至 令和9年（2027年）3月31日

4 委託料の額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 _____ ）

5 委託業務内容 別紙仕様書等のとおり

6 契約保証金

上記委託業務について、委託者 熊本市と受託者 _____
とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

(注) 電子情報処理組織を使用する方法により契約を締結する場合は、「この契約の成立の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。」とあるのは「この契約の成立の証として、本書の電磁記録を作成し、委託者及び受託者が電子署名のうえ、各自その電磁記録を保管する。」とし、「印」を削る。

令和8年（2026年）月 日

委託者 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市

熊本市長 大西 一史

印

受託者 住 所

氏 名

印

(総則)

第1条 委託者は、業務を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

(業務処理の方法)

第2条 受託者は、熊本市動植物園一般廃棄物収集運搬処理業務委託仕様書に従い、業務を行うにあたり、法の定めるところ、委託者の指示及びこの契約の定めるところにより、誠意と責任をもって実施するものとする。

(完了報告書及び検査)

第3条 受託者は、月の業務を完了したときは、完了報告書を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項に規定する業務を検査し、業務の完了を確認しなければならない。

3 受託者は、前項の検査に、合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなすものとする。

(委託料の支払)

第4条 頭書の委託料の支払は、別紙の支払内訳書のとおりとする。

2 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、委託料を委託者に請求することができる。

3 委託者は、前項の規定による請求書を受理したときは、業務完了の確認を行うとともに、30日以内に支払うものとする。

4 委託者の責めに帰する事由により、前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、受託者は、当該未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第5条 受託者の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合には、委託者は損害金の支払いを受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、履行期間の業務委託料の総額から第4条第2項の規定により支払いが完了した業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額とする。

3 委託者の責に帰すべき事由により、委託者がこの契約に基づく第4条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第6条 受託者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年2.5%の割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年2.5%の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、この契約による業務の処理を第三者に委託してはならない。

(調査等)

第8条 委託者は、業務の処理状況について、隨時実地に調査し、又は受託者に対して必要な報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第9条 受託者は、業務を行うにあたり、委託者及び第三者に与えた損害は、受託者の責任

において、これを賠償しなければならない。ただし、受託者の責に帰することができない事由による場合は、この限りではない。

(業務中の事故責任)

第10条 業務実施中において発生した事故により従事者が受けた損害については、委託者はいかなる責めも負わないものとする。

(委託者の解除権)

第11条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第14条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下この号及び次条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合行為等に対する解除措置)

第12条 委託者は、前条第1項に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 受託者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

（その他の解除権）

第13条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第11条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の解除権）

第14条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を委託者に請求することができる。

（解除の効果）

第15条 この契約が解除された場合には、委託者及び受託者の義務は消滅する。

（紛争の解決）

第16条 この契約書に定める事項について委託者と受託者の間に紛争が生じたときは、委託者と受託者の協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

2 前項の紛争解決のために要する費用は、委託者と受託者とが双方平等に負担するものとする。

（規定外事項）

第17条 この契約書に定めのない事項又は契約事項に疑義が生じたときは、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

別紙

熊本市動植物園一般廃棄物収集運搬処理業務委託 支払内訳

回	支払対象月	支払金額
1	第1四半期 令和8年(2026年)4月～6月	円
2	第2四半期 令和8年(2026年)7月～9月	円
3	第3四半期 令和8年(2026年)10月～12月	円
4	第4四半期 令和9年(2027年)1月～3月	円
合 計		円